

議案第 93 号

狭山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

狭山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成 15 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「地域」の次に「として規則で定める区域」を加える。

第 5 条第 1 項及び第 6 条中「第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまで」を「第 29 条の 9 各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

都市計画法施行令の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。